

平成 29 年 4 月 27 日

各 位

株式会社 北洋銀行

「非課税上場株式等管理に関する約款」の変更を実施します

北洋銀行は、平成 28 年度の税制改正による租税特別措置法の一部改正（少額投資非課税制度（NISA）の制度改正）に伴い、「非課税上場株式等管理に関する約款」の変更を実施いたしますのでお知らせいたします。

## 記

### 1. 変更実施日

平成 29 年 5 月 1 日

### 2. 変更の主旨

平成 28 年度の税制改正による租税特別措置法の一部改正による、「少額投資非課税制度（NISA）」の制度改正に伴う変更となります。

変更前後の「非課税上場株式等管理に関する約款」の新旧対照表は次頁にてご確認いただけます。

### 3. その他

本件に関してご不明な点がございましたら、投資信託取扱店窓口へご相談ください。

以 上

非課税上場株式等管理に関する約款 新旧対照表

(変更日：平成 29 年 5 月 1 日)

変更前	変更後
<p>第 1 条 省略</p> <p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号イからハに規定する各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月 1 日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の 9 月 30 日までの間に、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してお名前、生年月日、ご住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>(2) ～ (6) 省略</p> <p>新設</p>	<p>第 1 条 同文</p> <p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号イからハに規定する各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月 1 日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の 9 月 30 日までの間に、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等（住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り。）、「非課税適用確認書交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の金融機関等に提出していない場合に限り。）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してお名前、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、お名前、生年月日、およびご住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>(2) ～ (6) 同文</p> <p>(7) 平成 29 年 10 月 1 日時点で当行に開設した非課税口座に平成 29 年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書交付自動申請不要の届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、第 1 項の規定を適用します。</p>
<p>第 3 条 (非課税管理勘定の設定)</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第 4 条 ～ 第 15 条 省略</p> <p>附則</p> <p>この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用します。</p>	<p>第 3 条 (非課税管理勘定の設定)</p> <p>(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 同文</p> <p>第 4 条 ～ 第 15 条 同文</p> <p>附則</p> <p>この約款は、平成 29 年 5 月 1 日より適用します。</p>

以 上

以 上